4　前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い額とする。

一　通所給付決定保護者である支給決定障害者等　当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額

二　入所給付決定保護者である支給決定障害者等　当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額

5　第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等（特定支給決定障害者にあっては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。）に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。

6　高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（高額障害福祉サービス等給付費算定基準額）

第四十三条の六　前条第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　第十七条第一号から第三号までに掲げる者　三万七千二百円

二　第十七条第四号に掲げる者　零

第二十九条第二項中「第三十五条第一項第二号から第四号まで」を「第三十五条第二号から第四号まで」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改める。

第三十五条第一項中「第五十八条第三項第一号ただし書」を「第五十八条第三項第一号」に、「に与える影響」を「の負担能力」に改め、同条第二項を削る。

第三十七条の表第三十六条第三項各号列記以外の部分の項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号」を「次の各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第七号を除く。」に、「第四号から第十一号まで」を「第四号から第六号まで又は第八号から第十三号まで」に改め、同表第三十六条第三項第六号の項を次のように改める。

第三十六条第三項第六号	第五十条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項
	サービス事業所を管理する者その他の政令で定める使用人	医療機関の管理者
	指定障害福祉サービス事業者の	指定自立支援医療機関（第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関をいう。以下この号において同じ。）の
	当該指定障害福祉サービス事業者	当該指定自立支援医療機関の開設者

第三十七条の表第三十六条第三項第七号の項を削り、同表第三十六条第三項第八号の項を次のように改める。

第三十六条第三項第八号	第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項

第三十七条の表第三十六条第三項第九号の項中「第三十六条第三項第九号」を「第三十六条第三項第十一号」に改め、同表第三十六条第三項第八号の項の次に次のように加える。

第三十六条第三項第九号	第四十八条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十一条の二十七第一項若しくは第二項	第六十六条第一項
	第五十条第一項又は第五十一条の二十九第一項若しくは第二項	第六十八条第一項
	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行令第四十一条の規定による指定の辞退の申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退
	当該届出	当該申出
第三十六条第三項第十号	第四十六条第二項又は第五十一条の二十五第二項若しくは第四項の規定による事業の廃止の届出	障害者自立支援法施行令第四十一条の規定による指定の辞退の申出
	当該届出	当該申出
	当該事業の廃止	当該指定の辞退

第四十二条の二の表第五十八条第二項第一号の項を次のように改める。

第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	指定療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者（第七十一条第一項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）の家計の負担能力

第四十二条の三の表第五十八条第二項第一号の項を次のように改める。

第五十八条第三項第一号	指定自立支援医療	基準該当療養介護医療
	支給認定障害者等の家計の負担能力、障害の状態	支給決定障害者（第七十一条第一項に規定する特例介護給付費（療養介護に係るものに限る。）に係る支給決定を受けた障害者をいう。以下この条において同じ。）の家計の負担能力